

京都市保育所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第147号

京都市保育所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保育所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

別表中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号から第24号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)